

2023年8月1日

規則の制定とその施行

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺 博史

最近、歩道を自転車が配達業者のものを含め、かなりのスピードで走行する事例が増え、たまにフラッと少し横によろめいたりすることも始まる年齢層になってくるとやや危険感が増している。それに加えて今回電動キックボードも歩道を走行可能となると聞くと、さらに身構えてでない歩道も歩けなくなると感じてしまう。電動キックボード自体に乗ったこともない身からすると、その安全度、制御性能への判断は全くできないが、20km の速度でも無免許で車道を運転できるということを知るとやや心配感がつのる。今次の規制が緩いのかどうかについては、キチンと関係者で議論を尽くされたものと信じたい。例えば、歩道走行を可能にするためには時速 6km 以下に制限しないといけないというのは、納得できる。しかし、同じく基本無免許の自転車が 20km を超えるようなスピードでの走行をも現在事実上許されている（徐行が規制は無いものの推奨はされているが、これも警視庁の資料では 8km ないし 10km とされている）こととの矛盾、アンバランスは感じないでもない。

週刊誌情報に乗ってはいけませんが、某誌によると、普及を促進しようとする国会議員グループの強い意向を受けて緩めの規制となったが、それでは危ないのではないかと感じた警察当局が法律の範囲内で通行区分違反などにおいて厳しめの規制、検挙を行っており、業界がそれに反発して「不公平だ。先ず、自転車の規制から始めろ」と主張しているとされる。これが事実であるとする今後の動向にやや不安感がつのる。これを機として、また賠償金の高額化の状況に照らし、自転車の交通ルールを含め、青少年に如何に安全に軽車両とされる乗り物に乗るかを喚起、教育した方が良いと思われる。

とはいえ、このメルマガで電動キックボードの話をしようと思った訳ではない。今年の2月、3月に起こった金融不安を巡る動きを想起させたので、話の「枕」にさせて頂いたまでのことである。

米国カリフォルニア州での中堅金融機関の破綻を巡って、米国では二大政党の議論が交錯した。民主党は、トランプ大統領の時代に銀行の健全性維持のための規制の適用対象を超大手に限ったことが原因であるとした。一方共和党は、規制対象の縮減の問題ではなく、定めた規制を金融当局がキチンと行わせなかった施行の怠慢が原因である、と強調した。

もちろん、当該銀行も全くの無規制であったわけではなく、一定の信用保全義務の履行とそれへの当局からの監督が行われるべきであったが、借入者兼預金者の企業特性から資金需要に乏しいことから、当該銀行において預貸率の低下の裏返しの預証率の増加があり、その結果として保有債券構成が金利上昇に適合しきれない状態であったことを見切れなかった銀行本体、および監督当局の先見性の無さがあったことは事実であろう。また預金を同一銀行内で維持し続けようという粘着性もあまり無いという状況が、**Bank Run** (取り付け)をはるかに速度で凌駕する **Bank Sprint** 状況をもたらしたことは、金融のデジタル化に対応した危険認識の体制整備の遅れであった。

これは、法的規制が整備されればそれで必要な政策効果が十分に発現するのか、その具体的適用の水準如何で実効性が変わるのだから、そこまで含めて実施基準・細則を定めてキチンと動いたところで初めて発現するのか、の議論につながっていくだろう。筆者は個人的には後者の議論に同感するが、そこで遵守されなければいけないことは、具体的な実施基準の策定とそれに基づく施行にあたっては、「全ての」関係者間の有効な連絡、協議である。調整、すり合わせ無しにそれぞれが自らの判断で動く、結局は、公正な法規の適用につながらず、恣意的適用という印象を与えやすくなる。

米国の場合でも、両政党の主張の点検が冷静に行われずに、金融不安防止へ向けての様々な「改善策」が提起されている。例えば、規制対象を超大手のみならず中堅にまで及ぼして広げる、という案もあるが、どこまで広げる必要があるのかという基準の想定、数的分析も明らかにならないままに線引きが行われている感がする。また、取り付けへと向かいかねない預金者の不安を緩和するために、全額担保される預金保険の対象限度額を引き上げるという議論もあるが、今回の取り付けの実行者は昔のテレビのイメージにあるような通帳と印鑑を握りしめて店舗前に並ぶ個人ではなく、クリック一つで、真夜中も週末も引き出す大預金者である以上、何割かの対象限度額引き上げに効果があるとは思えない。それよりは、利子の付けられない預かり勘定に入っているものは全額保護するという方が今回のような取り付け防止には効くと思うが、そのような資金を預かっている銀行はもはや単なる「金庫」の監視人兼出し入れ人になっているので、このような「預金」はこれから「銀行」業務の取り扱い範囲から抜け落ちて他業態の提供する「金庫」に行くのではないか、という懸念も未解決である。

規制の適用、実施についての検討、反省並びに入念な議論が無いと、このように議論が錯綜していくということである。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2023 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>